

奈良県里親会会則の改正案

改正後	改正前
<p>(会 員)</p> <p>第2条 本会は、次の会員をもって構成する。</p> <p>(1)正会員は奈良県の里親として登録され、会費を納入した者。</p> <p>(2)(1)以外の里親は準会員とする。</p> <p>(3)賛助会員は本会の趣旨に賛同し、協力する者。</p> <p>(会 費)</p> <p>第5条 正会員と準会員は、会費を年額2,000円とする。</p> <p>(1)4月1日の会員は会費を年額2,000円とする。</p> <p>(2)4月2日から12月末までの入会者は会費を年額1,000円とする。</p> <p>(3)途中退会者は会費を返還しない。</p> <p>2 委託中の里親は委託会費を納入する。</p> <p>委託会費の金額については別表に定める。</p> <p>3 賛助会員は、会費を一口1,000円とする。</p> <p>第8条 削除</p>	<p>(会 員)</p> <p>第2条 本会は、次の会員をもって構成する。</p> <p>(1)正会員は奈良県の里親として登録された者。</p> <p>(2)賛助会員は本会の趣旨に賛同し、協力する者。</p> <p>(会 費)</p> <p>第5条 正会員は、会費を年額1,000円とする。</p> <p>2 賛助会員は、会費を一口1,000円とする。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第8条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。</p>

別表

委託会費

区 分	委託会費の額	備 考
養子縁組を前提とした里子を預かっている里親	里親倍賞責任保険料相当額(但し、10円単位切上) 月額200円+200円×中学生以上の里子の数	<p>・4月又は委託月から3月分までを原則、一括払い。</p> <p>・委託解除となった場合は、一括払いされた金額を精算し、返還する。</p>
養育里親として里子を預かっている里親	月額1,500円	
専門里親として里子を預かっている里親	月額3,000円	